

# MSC CoC 認証規格 - ASC-MSC 海藻 (藻類) 規準補足要求事項



第 1.1.1 版、 8 月 2019 年 8 月 23 日

## 著作権について

海洋管理協議会（MSC）によって作成された「MSC CoC 認証規格 - ASC-MSC 海藻（藻類）規準補足要求事項」とその内容の著作権は、海洋管理協議会-© “Marine Stewardship Council” 2019 に帰属する。無断複写・転載を禁じる。

本補足要求事項の正式言語は英語である。公式文書は MSC のウェブサイト ([www.msc.org](http://www.msc.org)) に公開されている。コピー、版、または翻訳において相違がある場合は、英語の公式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分全体を問わず、この内容のいかなる修正も禁じる。

MSC（海洋管理協議会）  
Marine House  
1 Snow Hill  
London EC1A 2DH  
United Kingdom

電話：+ 44 (0) 20 7246 8900  
ファックス：+ 44 (0) 20 7246 8901  
メールアドレス：[standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)

## 本要求事項の責任

本要求事項に関する責任は MSC（海洋管理協議会）が有する。

使用にあたっては、本文書およびその他関連文書が最新版であることを確認しなければならない。最新の公式文書は、利用可能なその他全ての MSC 文書マスターリストとともに、MSC ウェブサイト ([msc.org](http://msc.org)) に公開されている。

## バージョン発行履歴

版番号	日付	改訂内容
第 1.0 版	2018 年 3 月 22 日	該当なし - 新版資料
第 1.1 版	2019 年 3 月 28 日	この文書で変更された要求事項に変更なし。MSC CoC 認証規格、MSC CoC 認証要求事項、および MSC 一般認証要求事項の条項に対応する条項は、これらの文書変更に応じて更新。
第 1.1.1 版	2019 年 8 月 23 日	この文書で変更された要求事項に変更なし。 MSC CoC 認証要求事項および MSC 一般認証要求事項の参照版番号更新。

## MSC（海洋管理協議会）

### ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これが MSC のビジョンである。

### 使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらす、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これが MSC の使命である。

### この文書について

この CoC 認証規格 - ASC-MSC 海藻（藻類）規準補足要求事項は海藻を対象とした CoC 監査を実施するすべての適合性審査機関（審査機関）の規範となる。監査員は MSC CoC 認証規格、MSC CoC 認証要求事項、および MSC 一般認証要求事項に加えてこの文書を使用しなければならない。

この文書では、最新版の CoC 認証規格：基準バージョン、CoC 認証規格：グループ向けバージョン、CoC 認証要求事項、および一般認証要求事項に対し、補足要求事項、追加、および変更について説明する。これらの追加および変更は、文書内の太字で示されている。原文条項参照。

### 発行日

CoC 認証規格 - ASC-MSC 海藻（藻類）規準の補足要求事項第 1.1.1 版の発効日は 2019 年 9 月 28 日となる。すべての審査機関は、この版をこの日より適用しなければならない。

特に、CoC 監査に関連する一般認証要求事項に対し、一般認証要求事項第 2.4.1 版は、2019 年 9 月 28 日以降に開始されるすべての監査に適用しなければならない。

### 特例

特例は脚注で示され、以下の内容が含まれる。

- a. 特例の決定責任部門
- b. 決定が行われた日付もしくは会議番号
- c. 特例の発効もしくは失効日
- d. 特例の概要

特例とは、特定の認証申請業者もしくは認証取得業者について、要求事項を全面的あるいは部分的に変更して適用することを認める措置である

## 目次

A.	一般	6
B.	CoC 認証規格 標準バージョン第 5.0 版と CoC 認証規格グループ向けバージョン第 2.0 版	7
原則 1	認証製品は認証サプライヤーから購入されなければならない	7
原則 2	認証製品であることが識別できなければならない	7
原則 3	認証製品は分別されなければならない	8
原則 5	事業者の管理システムは本規格の要求事項に対応するものでなければならない	9
5.2	変更報告	9
C.	CoC 認証要求事項 第 3.1 版	10
6	プロセス要求事項	10
6.1	CoC 認証の必要性	10
6.3	応用と範囲の拡張	10
表 4:	活動範囲の定義	11
6.5	商標使用	11
11	全 CoC クライアントの認証管理	11
11.1	認証決	11
11.2	認証変更	12
11.3	監視頻度、追加監査および不適合	12
D.	一般認証要求事項 第 2.4.1 版	13
4.8	契約	13
7	プロセス要求事項	13
7.4	認証一時停止または取り消し	13
7.5	認証に関する情報	14

## MSC CoC 認証規格 - ASC-MSC 海藻（藻類）規準補足要求事項

### A. 一般

- A. 1 審査機関は海藻を対象としたすべての CoC 監査にこれらの補足要求事項を適用しなければならない。
- A. 2 特に記載がない限り、最新版 MSC CoC 認証規格：基準バージョン、MSC CoC 認証規格：グループ向けバージョン、MSC CoC 認証要求事項、および MSC 一般認証要求事項におけるその他のすべての要求事項を適用しなければならない。
- A. 2.1 審査機関は、「MSCI」と書かれた部分が文書参照の一部である場合を除き、A. 2 で参照される認証規格文書内の「MSCI」と記載されている部分を、「Marine and Aquaculture Stewardship International (MASI)」と読まなければならない。
- A. 2.2 審査機関は、A. 2 で参照されている認証規格文書に「ライセンス契約」と記載されている部分を、「パートナーシップ契約」と読まなければならない。
- A. 2.3 審査機関は、A. 2 で参照されている認証規格文書に「魚」および/または「魚製品」と記載されている部分を、「海藻」および/または「海藻製品」と読まなければならない。

## B. CoC 認証規格 標準バージョン第 5.0 版と CoC 認証規格グループ向けバージョン第 2.0 版

### 原則 1 認証製品は認証サプライヤーから購入されなければならない

- 1.1 事業者は、すべての認証製品が認証取得サプライヤー、漁業者または養殖業者から購入されることを確実にするためのプロセスを有していなければならない。
- 1.1.1 事業者は、生産ユニットから直接入荷、購入する場合、認証コードまたは公開認証レポートにより生産カテゴリ（A、Bi、Bii、Ci、Cii）を確認しなければならない。

### 原則 2 認証製品であることが識別できなければならない

- 2.1 認証製品は、購入、入荷、保管、加工、梱包、ラベルリング、販売、配送のすべての段階において、認証済みとして識別され、製品識別カテゴリが添付されなければならない。ただし、最終消費者への販売インボイス（販売請求書）についてはその必要はない。

#### ガイダンス 2.1

認証済製品は、製品および付随するトレーサビリティ記録書類において、認証商品として識別できることが望ましい。これはパッケージ、コンテナ、またはパレットに、サインまたはラベルを付けることで可能になる。

事業者は、頭字語（「MSC」や「ASC」など）、CoC コード、または別の社内識別システムなど、さまざまな方法を講じることができる。

水産製品（海藻など）に現物に直接ラベルを表示するのが不可能または現実的でない場合、事業者は、認証状況を特定する関連のトレーサビリティ記録や在庫記録と、その製品とをどのように照合できるのかを示さなければならない。

海藻製品は、以下に示されるように、公的認証レポートに記載された生産カテゴリに基づき、ASC、MSC、または ASC-MSC の 3 つの製品識別カテゴリに識別される。

製品識別カテゴリ	生産カテゴリ
ASC-MSC	Bi と Ci（天然種苗を使った養殖）
MSC	A（天然）
ASC	Bii and Cii（養殖）

- 2.2 認証のものとして販売された製品については、インボイスに記載されている製品全てが認証製品である場合を除き、関連するインボイスにおいて商品は認証商品として識別可能であり、製品識別カテゴリを含まなければならない。ただし最終消費者への販売インボイスは除く。
- 2.2.1 販売インボイスのすべての製品が同じ認証制度で認証されている場合、インボイス全体がその制度で識別されなければならない。

### ガイダンス 2.2f

海藻製品は、製品識別カテゴリ（MSC、ASC、または ASC-MSC）のいずれかに従って識別可能でなくてはならない。製品識別カテゴリは通常、インボイスの明細に、頭字語等を使い表記される。この識別は、製品が天然（MSC）、養殖（ASC）、天然種苗を使った養殖（ASC-MSC）、または天然養殖混合（ASC-MSC）のいずれであるかを確認するために、上記の 1.1 および 2.1 のプロセスに対応しなければならない。

この要求事項は、購入者に対し、インボイスのどの製品が認証済みであり、および各製品（ASC、MSC、または ASC-MSC の共同ラベル）においてどのようなクレームを添付することができるかを明確にすることを目的としている。

- 2.4 事業者は、MASI パートナーシップ契約 ([seaweed.label@msc.org](mailto:seaweed.label@msc.org)) の条件の下で承認を得た場合のみ、認証製品としての宣伝や、MSC、ASC ラベルあるいはその他の商標を使用することができる。

### ガイダンス 2.4

審査の際、事業者は商標使用許可の証拠提示を求められる場合がある。その際に、有効である MASI パートナーシップ契約書、および/または MASI から受信した承認メールを証拠として提示することができる。

## 原則 3 認証製品は分別されなければならない

- 3.3 事業者は、認証済製品として販売することを望む場合、CoC 認証規格を共有する他の認証制度で認証された製品を混ぜてはならない。但し、以下の場合についてはこの限りではない。
- a. 事業者は MASI からの特定許可をもらっている場合、もしくは
  - b. 当該製品が CoC 認証規格を共有する複数の認証制度によって認証されている場合。
- 3.4 製品に異なる製品識別カテゴリの製品が混合された場合、それらはその後、ASC-MSC の製品識別カテゴリとなる。



## 原則 5 事業者の管理システムは本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### 5.2 変更報告

5.2.2 事業者は、次の変更を行う前に、審査機関より書面により承認を得なければならない。

- b. CoC 認証規格を共有する他の認証制度によって認証された製品の販売や取り扱いを行うために CoC の認証の範囲を拡げる場合。

#### ガイダンス 5.2.2.b

例えば、現行の CoC 認証の範囲が MSC 認証製品のみの場合、ASC 認証製品を認証製品として販売するためには、事業者は事前に審査機関の承認を得なければならない。

この要求事項は、認証海藻を初めて販売または取り扱う既存のすべての CoC 保有者に適用される。

## C. CoC 認証要求事項 第 3.1 版

### 6 プロセス要求事項

#### 6.1 CoC 認証の必要性

##### ガイダンス 6.1.1.a.iii

海藻生産ユニット認証、またはそれらの参照により特定可能となる事業体は、水揚げ地点または最初の販売地点近郊の、認証済海藻取り扱い代理店、オークション、荷降ろし業者、またはその他の事業体である。海藻生産ユニットの公開認証レポートには、これらの事業体が生産ユニット認証に含まれていることが明確に記載されており、特定の事業体、適格規格、またはどこでこれらの情報が得られるかが記載されている。公開認証レポートには、CoC が必要とされるサプライチェーンのポイントも明確に記載されている（MSC 水産認証プロセス 7.24.5-6 を参照）。海藻生産ユニット認証で特に参照されていない事業体は、CoC 認証が必要となる。

ASC 養殖業者に関しては、事業体は認証済養殖業者とのみ関係性をもつ。監査報告書にはこれらの名前が記載され、この時点で CoC 認証が必要かどうかも明確に記載する必要がある。

#### 6.3 応用と範囲の拡張

6.3.2 審査機関は、申請者の認証範囲を定義するために、以下を特定する。

- a. 購入または取り扱い認証種。
- b. 表 4 の定義に従い、認証製品に関して実施される活動。
  - i. 会社が海藻取り扱い予定のある場合、審査機関は、申請者に MASI パートナーシップ契約に署名しなければならないことを通知しなければならない。
- c. クライアントによって行われる認証製品に関する主な活動。
- d. 申請者が、CoC 認証規格を共有する他の認証制度で認証された製品を取り扱う予定。

##### ガイダンス 6.3.2.d

申請者が水産物を調達している特定の認証済漁業者または養殖業者は、CoC 認証の範囲に含まれない。

認証種と認証製品に関する活動は、相互の関連性を持つ事なく、認証制度データベースと CoC 監査チェックリストに記録することができる。

申請者が、MSC 以外の認証制度で認証され、CoC 認証規格を共有している漁業者または養殖業者から製品を取り扱う場合、認証範囲拡張として扱われる。たとえば、申請者が ASC 認証製品を取り扱いたい場合、審査機関はクライアントに対して個別の ASC 認証を発行する必要があるが、一度の CoC 監査で済む。

同様に、申請者が海藻を取り扱いたい場合、審査機関はクライアントに対して個別の海藻認証を発行する必要がある。

事業者の範囲には、認証済製品に関わる非認証の下請け業者の活動を含める必要がある。

表 4: 活動範囲の定義

	活動	定義
6	MSC 収穫	これは、船舶または天然資源からの海藻採取が、MSC CoC 認証規格に認証されている場合のみ使用される。船上で加工される場合は、「加工」も選択する。
14	ASC 養殖	これは、海藻を含む水生生物の養殖に関わるすべての事業体に適用される（ASC-MSC 海藻規準の表 2 の海藻生産カテゴリ-Bi、Bii、Ci、および Cii）。 養殖場で加工される場合、「加工」も選択する。

## 6.5 商標使用

- 6.5.1 申請者がデータベースに申請者として入力された際、審査機関は、クライアントに MSC および/または ASC ラベル、またはその他の商標を使用できることを通知しなければならない。
- MASI パートナーシップ契約が署名された際。
  - クライアントが MASI パートナーシップ契約に準拠している条件。
- 6.5.2 ASC または MSC ラベルまたはその他の商標の使用に関するすべての問い合わせに対し、審査機関は、クライアントに、MASI ([seaweed.label@msc.org](mailto:seaweed.label@msc.org)) に連絡するよう伝えなければならない。

### ガイダンス 6.5.2

「商標」は、MSC または ASC ラベルおよびその他の商標が含まれる。審査機関は、商標の認証が下りる前にクライアントにパッケージ印刷許可を通知する場合があるが、パッケージは MASI によって承認される必要があり、また認証がおきて認証状況が有効であることが MSC および/または ASC の Web サイトに表示されるまで、製品を認証済みまたは商標付きで販売することはできない。

## 11 全 CoC クライアントの認証管理

### 11.1 認証決定

- 11.1.8 クライアントが海藻製品を取り扱っている場合、審査機関は第一に、クライアントが MASI パートナーシップ契約に署名しているかを確認しなければならない。

## 11.2 認証変更

11.2.5 審査機関は、クライアントより、新しい活動を含むための認証範囲拡張リクエスト、または CoC 認証規格を共有する指定認証制度の認証製品を取り扱うための初認証範囲拡張リクエストを受け取った際、次のことを行わなければならない。

- a. 利用可能な情報を確認する。
- b. クライアントが使用している既存の管理システムが、提案された新しい運用範囲に適応しているかどうかを検討する。
- c. MSC CoC 認証規格のそれぞれの版の適格性が維持されているかを検討する。
  - i. クライアントが同じ版の CoC 認証規格によりで認証を受ける資格がなくなった場合、審査機関は、6か月以内に適切な CoC 認証規格の再認証を受けなければならない事をクライアントに通知しなければならない。
- d. クライアントが、遠隔審査の資格を失ったかどうかを検討し、今後現場審査を行う必要があるかを判断する。
- e. 範囲拡張を行う前に現場監査が必要かどうかを決定し、この決定に関わる根拠を記録する。
- f. 決定から 10 日以内にクライアントに通知する。
- g. 海藻を認証範囲に含めるための範囲拡張の場合、認証所有者から MASI パートナーシップ契約に署名しているか確認を取る。<sup>1</sup>

## 11.3 監視頻度、追加監査および不適合

11.3.10 監視中、審査機関は、クライアントが MASI パートナーシップ契約に署名し準拠しているか確認しなければならない。

### ガイダンス 11.3

海藻を含むための認証範囲拡張により、監査の頻度は変わらない。審査機関は、監査を可能な限り調整しなければならない。

<sup>1</sup> 特例、ASC-MSC 2018 年 3 月：条項 11.2.5.6 項は、ASC-MSC が CAB に直接通知をする場合のみ有効となる。

## D. 一般認証要求事項 第 2.4.1 版

- D.1 ASC-MSC 海藻データベースが使えるようになるまで、審査機関は MSC Web サイト ([msc.org](http://msc.org)) の Excel (XLS / XLSX) テンプレートを使用してすべての情報を提出しなければならない。

## 4.8 契約

- 4.8.3 審査機関の契約書に、MASI 商標使用許可が MASI より下りる前にクライアントが行わなければならない手順の説明をしなければならない。

### ガイダンス 4.8.3

ラベルまたはその他の商標に関して質問がある際、審査機関は、クライアントに MASI ([seaweed.label@msc.org](mailto:seaweed.label@msc.org)) に連絡するように通知する場合がある。

- 4.8.6 CoC クライアントとの審査機関の契約において、以下を指定しなければならない。
- h. 海藻事業の場合、認証を受け取る前に、クライアントは MASI パートナーシップ契約に署名しなければならない。<sup>2</sup>

## 7 プロセス要求事項

### 7.4 認証一時停止または取り消し

#### CoC 認証一時停止

- 7.4.9 以下が発生した場合、審査機関は CoC 認証を一時停止する。
- i. MASI が証明書保有者の MASI パートナーシップ契約を撤回後、証明書保有者が定められた期間内に MASI の指示に従わない場合。

### ガイダンス 7.4.9.i

ライセンス契約の撤回後に、クライアントが MASI の指示に従わなかったという証拠を審査機関が得た場合、CoC 認証は一時停止される可能性がある。

海藻が認証範囲内の CoC 運用である場合、CoC 認証所有者は、MASI パートナーシップ契約の指示に署名し、それらに従わなければならない。認証所有者がそれらの指示に従わなかった場合、審査機関は認証を一時停止または取り消しする。

<sup>2</sup> 特例、ASC-MSC 2018 年 3 月：条項 4.8.6.7 は、ASC-MSC が審査機関に直接通知をした場合にのみ有効となる。条項 4.8.6.7 が有効となるまで、CoC クライアントとの審査機関契約書に、商標使用が許可される前クライアントが MASI パートナーシップ契約に署名しなければならないことを記載しなければならない。

海藻認証が一時停止された場合、全ての CoC 認証が一時停止される。

## 7.5 認証に関する情報

- 7.5.1 審査機関は、ISO 17065 7.7 の要求事項に加えて、以下を含む英語の認証を発行しなければならない。
- a. 最新公開版の MSC および/または ASC ラベル。それらのラベルは、
    - i. 審査機関のロゴマークよりも大きく表示されていなければならない。
    - ii. 生産カテゴリーに基づいて選択されなければならない（つまり、天然物の MSC ラベル-カテゴリーA、養殖の ASC -カテゴリーBii と Cii、および天然種苗を使った養殖の MSC と ASC -カテゴリーBi と Ci）。
  - b. CoC 認証に対し、認証制度によって手動で与えられるよって CoC 認証コード。

### ガイダンス 7.5.1.3

海藻 CoC コードは SWD-C-xxxx と表示される。

---

文書末尾

---